事務所通信



26年5月号 2014年5月1日発行 三宅孝治(中国税理士会 倉敷支部会員) 三宅孝治税理士事務所

(有)シーエムエス 倉敷市中島2370番地14 TEL 086 - 466 - 1255 FAX 086 - 466 - 1288

第84号 発行担当者: 岡本 清美

一雨ごとにあたたか〈なり、庭の花は蕾を膨らませ、木々には新緑がキラキラ光るようになりました。 ・・・・と同時に庭一面に雑草も顔を出し、草取りのいたちごっこも始まっています。(ふぅ!) でも、本当に氣持ちのよい季節になりました。

ゴールデンウィーク・・・・です。 皆さんはいかがお過ごしでしょうか。 せっか〈の氣持ちいい季節、楽しまな〈ては損しますよね。

私もお天氣のいい日に家族で出かけようと計画中です

さて、今月はお役に立ちそうなものから、ちょっとした話のきっかけになるような「小ネタ」を集めてみました。 ゴールデンウィークの空き時間にのんびりお読みください。

産前産後休業中の社会保険料の免除

「育児休業」の期間中は、被保険者の申し出により社会保険料が免除になる制度があることは皆さんご承知の ことと思います。

しかし、「産前産後休業」の期間については、仕事を休んでいるにもかかわらず、社会保険料の負担が発生し、 会社としては「産前産後休業」されている社員の方に給料の支払いがない場合でも、本人から社会保険料を 預からなければならず、実際には会社が立て替えて、復職後本人がら返金してもらっていると思います。 また、当然休職中の社員の会社負担分も発生していました。

しかし、平成26年4月より「産前産後休業」期間中も社会保険料が免除される制度が始まります。 対象は平成26年4月30日以降に産前産後休業が終了となる方で、平成26年4月分以降の保険料から免除に なります。手続き等の詳細は、日本年金機構のホームページをご参照ください。

2. 個人住民税の特別徴収税額の通知

毎年5月に、役員や従業員の住民税を特別徴収(給与天引き)の方法によって徴収する場合は、各市町村から 特別徴収税額の決定通知書が送付されてきます。

これに基づいて6月の給与分から住民税を給与天引きしていきます。

対象となる全員分の決定通知書等が送付されているか確認し、届いてない時は各市町村に連絡して、新しい 住民税額を正しく預かり、納付して下さい。

給与計算の誤りは、社員の方との信頼関係にも影響がありますので、慎重にお願いいたします。

ぶち情報:住民税の特別徴収税額の納期の特例

源泉所得税の納付方法に、給与の支払い人員が常時9人以下である事業所については半年分をまとめて 各納期限(1月-6月分は7月10日、7月-12月分は翌年1月20日)までに納付する納期特例という制度が あるのは皆様もご存知でしょう。

同じように住民税にも、 事業所等で給与等の支払いを受ける者が常時10人未満であること 住民税 について滞納が無い事 市県民税・県民税特別徴収税額の納期特例申請書の提出、承認を受けている ことを条件に6月-11月分を12月10日まで、12月-翌年5月分までを6月10日までに納付することができます。











8月1日(金)











<Visionのご案内>

毎月開催中の経営計画書作成セミナー: Vision 今月の開催日は5月15日(木)です。

8月7日(木) 7・8・9・10月決算法人様

経営者の方が日頃考えていらっしゃる事を、 年に一度、当事務所においで頂き、

経営方針書や行動計画表を作成して頂いています。 まだ参加された事のない方、経営計画を作ってみませんか。

開催日 対象者 申込期限 6月6日(金) 6月12日(木) 5・6・7・8月決算法人様 7月10日(木) 6・7・8・9月決算法人様 7月4日(金)

<5月カレンダー>

3	±	*憲法記念日
5	月	*こどもの日
6	火	*振替休日
12	月	*4月分源泉所得税・住民税の納付期限
15	木	*経営計画書作成セミナー: Vision
		*3月決算法人の確定申告・納付期限
31	土	*9月決算法人の中間申告・納付期限
		*消費税(4期)の納付期限(年税額400万円超の6・12月決算法人)

31日は土曜日となりますので、今月は6月2日(月)が期限となります。

ここからは、ちょっと氣楽に読んで頂ける内容をお届けしていきます。

が・・・別紙に4月の税制改正に関してお客様からご質問のあったことについて掲載しておりますので、 そちらもぜひご一読ください。

言葉って難しい・・・

「役不足」「雨模様」「割愛する」・・・・慣用句の意 味って難しいですよね。

平成26年4月20日付の山陽新聞「滴一滴」の記事 に、言葉を扱うプロである記者の方でさえ、記事を書 かれるときには用語の使い方を定めた「記者ハンド ブック」(共同通信社発行)という冊子を手元に置き、時 には同じ言葉を何度も確認しながら仕事をされるそう です。

特に慣用句は誤りやすく、文化庁の調査でも多くの 人が誤って理解してしているそうです。

そこで、文化庁では誤りやすい慣用句を紹介する動 画を、インターネット上で公開しています。

「ことば食堂へようこそ!」と名付けられた動画は、 来年2月まで計20の言葉を順次とりあげるようです。 第一弾の「役不足」はすでに紹介されています。 毎年新入社員が入社すると、大人として、社会人とし て自分はちゃんと言葉が使えているだろうかと考え、 話し方、言葉についての本を購入してしまいます。 今年もまた新たな1冊が私の手元にあります。(笑)

ちょっと氣になった本

「それでも僕は夢を見る」

作 水野敬也 画 鉄拳 文響社



作家さんは、「夢をかなえるゾウ」

の水野敬也さん、画は、「あまちゃん」の アニメーション 鉄拳さん。

ある本屋さんのPOPには「立ち読みしてください。」と書 てあるそうです。

確かに10分もあれば読み終わります。

ただ、読む人によっては、かなりの時間かかるようです もし、本屋さんにいくようなことがあれば、数分・・・立ち みしてみてください。

最初に書いた本屋さんの言葉には続きがあります。 「立ち読みされたお客様のほとんどは、必ずお求めにす ります」と。

<ちょっと氣になった文具>

「ココサス」

ブックマークしたけど、どの情報だったっけ?と悩んだことはありませんか。 そんな悩みを解消してくれる切り離せる付箋「ココサス」をご紹介します。 ココサスとは、色や形でリンクするので大事な情報が一目で分かる新感覚の付箋で す。使い方は、切り離した付箋の先端部分を重要箇所に貼り、次いで本体部分を ページに貼る。こうすることで、まず大き〈ページに案内して〈れ、さらに細か〈場所 をピンポイントで特定してくれる。

先端が矢印、指差し、人気のキャラクターものなどデザイン、カラーの違いで12 種類あり、好きなものを選ぶことができます。全国の文具店、玩具店、百貨店、量 販店などで発売されておりますので、興味があれば使ってみてください。



新入社員紹介

na taka na taka na taka na taka

はじめまして。 本年度から入社いたしました、池田 未弥 (いけだ みや)と申します。 お客様のお役に立てるよう、精一杯努力致します。 どうぞよろしくお願いいたします。

先月号でお知らせいたしましたが、4月1日、無事入社式 を終え、新たな仲間を迎えました。 とても元氣で明る〈、事務所にさわやかな風を運んで 来てくれました。

私達も、より一層努力しなければと決意を新たにしてい ます。

